

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

公営企業管理規程

○秋田県企業職員の育児休業等に関する規程及び秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（二・公営企業課）……………1

公営企業管理規程

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程及び秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程及び秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

（秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第一条 秋田県企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百の換算率により換算して得た」に改める。

第三条に見出しとして「（育児休業等をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条第一項中「育児休業」の下に「又は育児短時間勤務」を加える。

第四条中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第三号中「部分休業をしよう」を

「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「子」の下に「当該」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）」を「法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「法」という。）第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

（秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第二条 秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をする職員をいう。以下同じ。）の勤務時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定の例により定める。

3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、勤務時間条例第二条第三項の規定の例により定める。

第四条中「知事は」の下に、「育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日と設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「週休日」を「週休日」に改め、同条第二項中「八日（C）の下に「育児短時間勤務職員にあつては当該育児短時間勤務の内容に従つた八日以上、」を加え、「八日以上」を「八日以上」に改める。

第十一条第二項中「期間」を「日数」に改め、「二十日（C）の下に「育児短時間勤務職員及び」を加え、「考慮し」を「考慮し、」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」と

いう。）が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては第二項の規定による日数に次条第一項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が既に付与された日数を下回る場合は既に付与された日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が既に付与された日数を下回る場合は既に付与された日数）とする。

一 育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態

の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第十二条に次の一項を加える。
5 一時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間
二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

(一) 育児休業法第十条第一項第一号 四時間

(二) 育児休業法第十条第一項第二号 五時間

(三) 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 八時間

三 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一であるものをいう。以下同じ。）（前号に掲げる職員のうち斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（二時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）（第二号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。）一日当たりの平均勤務時間数（二時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

附 則

1 (施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の秋田県企業職員の育児休業等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成十九年八月一日において現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の規程第二条の規定の適用については、同条中「百分の百」とあるのは、「百分の百（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubarainatsu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

